

奈良県告示第三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大和
平野土地改良区の役員が次のとおり就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

令和二年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

就任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉村 三男	京都市北区新町通鞍馬口下る上清蔵口町一三八
監事	福井 常夫	奈良市高畑町三六六一四